

令和7年度 自主防災組織(防災団)への助成金について

【配布書類】

- 1、令和7年度 自主防災組織(防災団)への助成金について(本紙)
- 2、助成限度額一覧(地区により異なります)
- 3、申請書類

各書類は、区ホームページからもダウンロードできます。

トップ ≫ 防災・防犯 ≫ 助成・支援 ≫ 自主防災組織(防災団)への
助成と育成 ≫ 自主防災組織(防災団)への助成 ≫ 防災団結成後毎年
(自主防災組織活動助成金)



【提出書類】

- ①活動助成金交付申請書
- ②事業計画書
- ③事業経費内訳書
- ④実績報告書
- ⑤領収書(品名が書かれているもの)のコピー
- ⑥請求書
- ⑦口座振替依頼書
- ⑧通帳のコピー



【提出期限】

令和8年3月6日(金) 締切 ※郵送の場合は必着

- ・年度内の着金をご希望の場合は、12月末までに申請してください。
- ・締め切りに間に合わない場合は、事前にご相談ください。

【提出先・お問い合わせ】

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所 危機・災害対策課 栗山、吉田
電話 03-5246-1093

【1】自主防災組織助成の概要

1 助成対象

各防災団

2 種類

(1)結成助成金(これから防災団を結成する町会)

【交付額】 基本額 342,000 円 + 世帯割 250 円×世帯数

(2)活動助成金(結成済みの町会)

【交付限度額】

1年申請	基本額 20,000 円 + 世帯割 50 円×世帯数
5年申請	(基本額 20,000 円 + 世帯割 50 円×世帯数)× 5年
差額分申請	(基本額 13,300 円 + 世帯割 20 円×世帯数)× 1年

※5年申請をするとその後 4 年間は申請できません。

※差額分申請とは、令和5年度に助成金の限度額を拡大したことにより、令和元年から令和4年度に5年申請をした場合に生じる差額を交付するものです。

【世帯割について】

各町会の世帯数については、別紙をご確認ください。

※申請年度の4月1日現在の住民基本台帳上の世帯数で算定します。町会の加入世帯数ではありません。毎年変更がありますので、ご注意ください。



【2】助成金対象経費となるもの

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 防災の普及及び啓発活動
- (3) 防災資器材の整備

1.防災用資器材購入等に要する経費

分 類	品 目
保存用食料・飲料	アルファ化米、クラッカー、缶詰、飲料水等
衛 生 用 品	携帯トイレ、ウェットティッシュ、トイレットペーパー等
生 活 用 品	パックタオル、毛布、バケツ、ゴミ袋、ラップ、紙コップ、割り箸、カセットコンロ、カセットガス等
消火・救助資器材	消火器具、ジャッキ、ロープ、のこぎり、エンジンカッター、チェーンソー、簡易式救助器具等
その他の資器材	防災用資器材の倉庫、リヤカー、コードリール、蓄電池、発動発電機、トランシーバー、懐中電灯、携帯燃料缶等
防災団個人装備品	ヘルメット、ベスト、ジャンパー、雨ガッパ等

2.防災活動に要する経費

分 類	用 途
炊き出し関係	米等の炊出材料やガスコンロ等の調理用品等の購入費用
訓練経費関係	防災訓練や夜警の活動経費（用品、参加者への配付物等） 救命講習代や教材費等、住宅等の耐震に関する勉強会の経費等
施設見学関係	本所防災館や池袋防災館等の施設見学交通費（バス借上げ等）
そ の 他	訓練のチラシやポスター制作経費、記録用の写真プリント代、 年末防災夜警などの実施経費等

※助成金対象経費にならないもの

- ・アルコールやタバコ
- ・飲み会代
- ・商品券
- ・現金で支払った謝礼
- ・レンタル等毎月かかる経費

